

スポーツ施設 新料金一覧

〈土岐市総合公園、敷島公園野球場〉

敷島公園	野球場	入場料を徴収する場合 1日につき	33,000円
		入場料を徴収しない場合 4時間につき	2,200円
	テニスコート	1コート 1時間につき	220円
土岐市総合公園	野球場	入場料を徴収する場合 1日につき	162,000円
		入場料を徴収しない場合 3時間につき	4,800円
	テニスコート	1コート 1時間につき	640円
	多目的広場	3分の1面当たり 1時間につき	640円
	屋外ステージ	入場料を徴収する場合 1日につき	162,000円
	パターゴルフ場	1人1プレイにつき	330円
	ウッドィドーム	1時間につき	640円

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合において当該使用期間に1月に満たない端数があるときは、その端数を1月として計算する。
- 3 使用料の額が日及び時間で定められている場合において当該単位に満たないときは、その端数をその単位として計算する。
- 4 夜間照明設備その他の附属設備等を使用する場合は、市長が別に定める額の使用料を加算する。

スポーツ施設 新料金一覧

照明設備使用料

公園の名称	施設の名称	区分及び単位	金額 (単位 円)
土岐市総合公園	野球場	1時間につき	5,320円
	テニスコート	1コート 1時間につき	480円
	多目的広場	3分の1面 1時間につき	960円
	ウッドイドーム	1時間につき	240円
備考 使用時間に単位に満たない端数があるときは、これをその単位に切り上げる。			

その他の附属設備等使用料

公園の名称	施設の名称	附属設備等	区分及び単位	金額 (単位 円)
土岐市総合公園	野球場	スコアボード	選手名表示部を使用する場合 3時間につき	1,100円
			選手名表示部を使用しない場合 3時間につき	770円
		会議室	1時間につき	300円
	テニスコート	シャワー	1人 1回	110円
	屋外ステージ	電源・照明	1時間につき	240円
備考 使用時間に単位に満たない端数があるときは、これをその単位に切り上げる。				

スポーツ施設 新料金一覧

〈土岐市駄知体育館・土岐市土岐津体育館・土岐市スポーツセンター〉

土岐市駄知体育館・土岐市土岐津体育館の使用料の額

区分		昼間			夜間	1日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	2,100円	2,800円	4,900円	4,700円	9,600円
	入場料等を徴収する場合	3,800円	5,100円	8,900円	7,600円	16,600円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,900円	6,500円	11,400円	9,300円	20,800円
第3条の2ただし書の規定により使用する場合		12,600円	16,800円	29,400円	22,200円	51,600円

土岐市スポーツセンターのアリーナの使用料の額

区分		昼間			夜間	1日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	2,100円	2,800円	4,900円	4,350円	9,250円
	入場料等を徴収する場合	3,800円	5,100円	8,900円	6,900円	15,900円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,900円	6,500円	11,400円	8,500円	19,900円
第3条の2ただし書の規定により使用する場合		12,600円	16,800円	29,400円	20,100円	49,500円

スポーツ施設 新料金一覧

土岐市スポーツセンターの会議室の使用料の額

区分	1時間につき
第1会議室 第2会議室 和室	300円

備考

- 1 アリーナにおいて、昼間に照明設備を使用する場合は、照明設備使用料として1時間までごとに240円を使用料に加算する。
- 2 アリーナにおいて、区分を超えて使用する場合は、区分を超える1時間までごとに区分に該当する使用料の1時間に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を使用料に加算する。
- 3 冷暖房設備その他の附属設備を使用する場合は、市長が定める額を使用料に加算する。
- 4 トレーニングルームを使用する場合は、1人1回につき150円を徴収する。
- 5 土岐市スポーツセンターの会議室の使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

土岐市駄知体育館附属設備の使用料の額

区分	使用料の額
アリーナ暖房設備	1時間につき 1,930円
放送設備	1式1回につき 1,100円
シャワー	1人1回につき 110円

スポーツ施設 新料金一覧

〈土岐市総合活動センター〉

陸上競技場

区分	単位		使用料の額
専用使用する場合	1時間につき		2,400円
専用しないで使用する場合	小、中、高生	1人1回	50円
		回数券(50円券11枚つづり)	500円
	一般	1人1回	160円
		回数券(160円券11枚つづり)	1,600円

多目的広場・野球場・テニスコート

区分	単位	使用料の額
多目的広場	1時間につき	480円
野球場	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	3,300円
テニスコート(1面につき)	1時間につき	330円

備考

- 1 専用使用とは、国、地方公共団体、その他公共的団体等が陸上競技場全体を使って開催する競技大会等で使用する場合は市長が認めるものとする。
- 2 陸上競技場を専用使用する場合は、主たる使用者が市外在住者(多治見市、瑞浪市に在住する者を除く。)である場合は、使用料にその5割に相当する額を加算する。
- 3 管理棟のシャワーを使用するときは、1人1回につき110円を徴収する。
- 4 多目的広場又はテニスコートの使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

スポーツ施設 新料金一覧

〈土岐市営大徳原球場〉

区分	単位	使用料の額
入場料等を徴収する場合	1日につき	33,000円
入場料等を徴収しない場合	4時間につき	2,200円

備考

- 1 入場料等を徴収しない場合において、使用時間に4時間未満の端数があるときは、これを4時間に切り上げる。

〈土岐市総合射撃場〉

区分	使用料の額	
	1人4時間につき	専用する場合1日につき
スキート射撃場	780円	39,000円
トラップ射撃場		
ライフル射撃場		
空気銃射撃場		

備考

- 1 専用する場合とは、競技大会、講習会等のために独占的に使用する場合をいう。
- 2 使用時間に4時間未満の端数があるときは、これを4時間に切り上げる。

〈指定管理施設〉

駄知公園運動広場・市営曾木グラウンド・市営肥田グラウンド（夜間照明なし）

区分	使用料（使用区分1回につき）
グラウンド	2,090円
夜間照明設備	8,470円

※指定管理施設の使用料は、料金表の範囲内で指定管理者が金額を定めるため、料金表は変更になりませんが、実際の使用料に変更はありません。